

平成30年度 一般社団法人岐阜県農畜産公社事業計画書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

I 法人の概況

1 移行年月日 平成25年4月1日

※平成11年4月1日付け（社）岐阜県畜産開発公社（昭和48年4月28日設立）
と（財）岐阜県農業公社（昭和47年6月1日設立）が統合

2 定款に定める目的

公社は、岐阜県における農業の生産性向上並びに経営の安定に対する支援及び農業の啓発普及を推進し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 畜産生産基盤の整備
- (2) 農地の集積・集約化
- (3) 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援
- (4) 優良な乳用牛及び肉用牛の育成
- (5) 優良な肉用牛資源の供給
- (6) 畜産公共施設の維持管理業務の受託
- (7) その他公社の目的達成に必要な事業

4 所管官庁に関する事項

岐阜県農政部農政課

5 会員の状況及び出資金・出資金

(1) 出資金

会 員（構成員）	出 資 金（千円）
岐阜県	230,000
岐阜県酪農農業協同組合連合会	18,000
全国農業協同組合連合会	14,000
岐阜県信用農業協同組合連合会	13,000
岐阜県農協中央会	500
計	275,500

(2) 出資金

出資金の種類	出資金の額（千円）	出捐先
農地保有合理化事業基本金	5,000	県1/1
計	5,000	

6 主たる事務所・事業所等の所在地

平成30年3月22日現在

主たる事務所 岐阜市藪田南5-14-12

事業所等 東濃牧場 恵那市長島町鍋山4-66
飛騨牧場 高山市清見町檜谷116-4
(大垣駐在：大垣市江崎町422-3)
(関駐在：関市平和通6-11-1)
(恵那駐在：恵那市長島町正家後田1067-71)
(高山駐在：高山市上岡本町7-468)

7 役員等に関する事項

平成30年3月22日現在

役 職	氏 名	常勤・非常勤の別	所 属 職 名	備 考
理事長	平 工 孝 義	常勤		
理事	熊 崎 政 之	非常勤	岐阜県農政部長	
理事	馬瀬口 弘 志	非常勤	岐阜県酪連代表理事会長	
理事	足 立 能 夫	非常勤	全農岐阜県本部運営委員会会長	
理事	櫻 井 宏	非常勤	岐阜県信連経営管理委員会会長 兼岐阜県農協中央会会長	
理事	早 川 捷 也	非常勤	岐阜県畜産協会会長	
理事	・ 村 正 美	非常勤	岐阜県農業会議会長	
理事	朽 本 弘 明	非常勤	岐阜県指導農業士連絡協議会会長	
理事	酒 向 薫 士	非常勤	岐阜県議会議員	
理事	田 中 勝 士	非常勤	岐阜県議会議員	
監事	桑 田 博 之	非常勤	全農岐阜県本部長	
監事	山 田 幹 人	非常勤	岐阜県信連代表理事理事長	

- (1) 新定款第19条に定める定数
 理事：8名以上15名以内
 監事：2名以内
- (2) 就任数
 理事：10名
 監事：2名
- (3) 任 期
 理事：平成29年6月30日から平成31年度定時総会まで
 監事：平成29年6月30日から平成33年度定時総会まで

8 職員に関する事項

平成30年3月22日現在

職 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	36名	9名	46歳 7ヵ月	7年11ヵ月
女 子	7名	2名	52歳 8ヵ月	4年 9ヵ月
合計又は平均	43名	11名	47歳 6ヵ月	7年 5ヵ月

(注) 上記職員数には、専門員までが含まれる。

9 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移

(単位：千円)

事 業 年 度	25年度	26年度	27年	28年
前期繰越収支差額	154,254	130,081	112,306	122,993
当期収入合計	1,512,934	481,307	759,071	1,200,546
当期支出合計	1,537,107	499,082	748,384	1,196,619
当期収支差額	△ 24,173	△ 17,775	10,687	3,927
次期繰越収支差額	130,081	112,306	122,993	126,920
資 産 合 計	1,154,166	1,110,270	1,139,993	1,165,699
負 債 合 計	771,237	738,471	748,506	736,240
正 味 財 産	382,929	371,799	391,487	429,459
うち当期正味財産増減額	844	△ 11,130	19,688	37,972

II 事業計画

【1】基本方針

近年の日本農業を取り巻く環境は、平成27年10月に基本合意していたTPP（環太平洋パートナーシップ協定）については、米国の離脱により発効が難しくなっていたが、29年11月に、米国を除く11カ国で新たにTPP11が大筋合意し、さらに12月には、大枠合意していたEUとのEPA（経済連携協定）が最終合意し、双方の発効による影響が懸念されている。

この対策として、国は、国際競争力を強化するため、平成29年11月に「総合的なTPP等関連政策大綱」を決定し、関連法案等の整備が進められている。

また、国内の生産現場では、後継者難や耕作放棄地の増加及び環境問題等、ますます厳しい状況となっている。世界的な食料危機がいずれ訪れると言われている一方、日本は、食料の6割を外国に依存しており、食料の安全・安心や安定供給が強く求められている。

国においては、今後農林水産業を成長産業に位置づけ、平成27年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定、28年には新たな農業改革となる「農業競争力強化プログラム」を決定し、攻めの農林水産業を目指す施策が進められている。特に、現政権の農政の目玉である農林水産物・食品の輸出拡大に向けた支援が強化されている。

また、本県においても平成28年3月に「農業・農村基本計画」を策定し、多様な担い手育成等を重点課題として取り組んでいるところである。そして、平成29年度から5年間で2,000人の担い手を育成する「担い手育成プロジェクト2000」がスタートし、推進が図られている。

そうした中で、当社は、平成29年4月に従来の青年農業者等育成センターを拡充した「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を新たに設置し、就農ワンストップ総合支援窓口として、新規就農者の確保と担い手の経営支援を行っている。さらに、平成30年度からは、同センター内に「農福連携推進室」を設置し、農福連携の推進・強化を図ることとしている。

また、県民の安定した食料確保を目指して、引き続き、担い手農家への農地集積・集約を図り、優良乳用初妊牛や肉用牛の供給等を通して、岐阜県農業の生産基盤の充実と元気な農業の構築を目的に、県及び関係機関と連携して積極的に事業を推進する。

【2】事業計画内容

〈 畜産部門 〉

1 優良な乳用牛及び肉用牛の育成事業及び肉用資源の供給拡大事業

最近の畜産を取り巻く情勢は、畜産農家の高齢化や離農による担い手不足が深刻な問題となっている。この他にも「口蹄疫」や「鳥インフルエンザ」の発生に見られる防疫問題やO157による食中毒に見られる食に対する安心・安全問題、更には、最近の為替相場の変動等による購入飼料を始めとする生産資材の高騰から経営収支の悪化が懸念されている。こうした中、県内農家のニーズに合った優良な後継牛を育成し、安定的に供給することが公社の重要な使命と認識している。

以上のことを踏まえ、公社は、東濃、飛騨牧場の指定管理者としての責務を果たしながら、本県酪農と肉用牛振興の推進に努めると共に、農家に信頼される自立した牧場運営を目指して平成30年度は、以下の事業を実施する。

(1) 家畜育成事業

ア 東濃牧場

① 乳用雌牛の育成事業

・ 哺育牛の育成事業

県内酪農家の自家産で後継牛を確保したいという強い要望から、優良な乳用雌子牛

を農協を通じて新たに年間400頭(29年度見込み:415頭)を買い取り、おおむね6ヶ月齢まで哺育育成する。

・ 育成牛の育成事業

哺育育成を終了した育成牛を初妊牛として、県内酪農家に370頭(同366頭)を譲渡する。

・ 受精卵移植事業

肉用子牛の増頭を図るため、飛騨牧場で採卵した優良な受精卵120卵(同60卵)を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

岐阜県畜産研究所が開発した性判別受精卵の保存技術を活用して、乳用牛から採卵し性判別された雌受精卵60卵を乳牛育成牛に移植し、初妊牛として譲渡する。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで哺育育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に25頭(同16頭)を譲渡する。また、和牛繁殖牛の増頭に向け雌子牛6頭を繁殖素牛として内部保留することに加え、平成29年度に引き続き3頭を外部導入する。

③ 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛等を受託し、放牧育成を行う。

・ 予定受託実頭数:40頭(同18頭)

・ 予定受託延頭数:4,000頭(同1,596頭)

④ 和牛放牧適正化調査受託事業

最近の飼料価格の高止まりや子牛価格の高騰は、肉用牛肥育経営を圧迫している。

また、赤身牛肉に対しては欧米では根強い需要があり、近年国内でも健康志向が高まってきている。こうした中、平成29年度に引き続き、県からの委託を受け、放牧による肥育が本県で適用可能か調査する。

イ 飛騨牧場

① 肉用牛の繁殖育成事業

和牛繁殖雌牛を夏山冬里方式で飼育し、245頭(同231頭)の子牛生産を行う。優秀な牛群整備と繁殖雌牛増頭のために育種価等により選抜した能力の高い産子を新たに20頭を内部保留し、牛群の改良・増頭を図るとともに、引き続き新たな牛群整備のため、7頭(同8頭)を外部導入する。

また、全国的な発生が見られる牛白血病の対策(抗体検査による牧区分け、放牧中の定期的な忌避剤塗布等)を進め、牧場の清浄化・維持を図る。

② 肉用子牛の育成事業

牧場で生産した和牛子牛をおおむね9ヶ月齢まで育成し、家畜市場を通じ肉用牛農家に190頭(同179頭)を譲渡する。

③ 肉用牛の受託育成放牧事業

夏期に県内の肉用牛農家から和牛繁殖雌牛を受託し、放牧育成を行う。

・ 予定受託実頭数:90頭(同70頭)

・ 予定受託延頭数:9,000頭(7,361頭)

④ 育成牛の能力調査事業

遺伝的能力のはっきりしていない初産牛子牛について、肉質調査のため新たに21頭(同24頭)を保留し、肥育を行い肉質を調査する。

⑤ 和牛初妊牛譲渡事業

肉用繁殖経営の規模拡大・新規参入を推進するため、平成30年度は、新たに10頭（同12頭）を初妊牛候補牛として保留し、12頭（同10頭）を県内繁殖農家に譲渡する。

⑥ 受精卵供給事業

和牛繁殖雌牛の改良及び和牛の増頭に寄与するために、650卵（同350卵）の優良受精卵を採取し、500卵（同330卵）を県内農家に販売する。また、120卵（同60卵）を東濃牧場に供給し、改良用として30卵を保留する。

(2) 畜産振興事業

優良な繁殖雌牛群整備のため、(一社)岐阜県畜産協会から助成を受けて、次の事業を実施する。

事業名	事業費(千円)	実施牧場	事業内容	備考(助成額)
優良繁殖雌牛保留支援事業 (旧優良飛驒牛雌牛保留対策事業)	5,055	飛驒牧場	・保留10頭分	(一社)岐阜県畜産協会:1,170千円
計	5,055			

2 畜産公共施設の維持管理業務受託事業

(1) 県営牧場維持管理業務受託事業

県から東濃牧場及び飛驒牧場の土地、建物及び施設等の維持管理業務を受託し、管理運営を行う。

事業名	事業費(千円)	受託先	実施牧場	業務内容
牧場管理受託事業	20,945	県(15,019千円)	東濃牧場 飛驒牧場	・土地、建物、施設、物品の維持管理 ・使用承認事務等

(参考:各牧場の面積)

区分		東濃牧場	飛驒牧場	計
面積	採草地	53 ha	44 ha	97 ha
	放牧地	122 ha	237 ha	359 ha
	その他	67 ha	127 ha	194 ha
	計	242 ha	408 ha	650 ha

3 畜産生産基盤整備事業

既存の畜産地帯の再整備を推進し、今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の拡充、畜舎や家畜排せつ物処理施設等の整備を行い、生産及び流通単位としての生産団地を建設整備する。

平成30年度は、継続地区として飛驒北都第二地区で畜産担い手育成総合整備事業及び飛驒牧場整備事業を実施する。

○飛騨北都第二地区

(1) 畜産担い手育成総合整備事業

事業種目		事業量	事業費(千円)
基本施設整備	草地造成整備	0.16 ha	2,500
	草地整備改良	5.60 ha	2,000
利用施設整備	繁殖牛舎整備	2 棟	89,500
	家畜排せつ物処理施設整備	1 棟	13,000
	測量・試験費	1 式	3,300
農機具導入		1 台	3,820
合計			114,120

(注) 金額は直工事費ベース

- ・実施年度 : 平成27年度～31年度
- ・実施市町村 : 飛騨市

(2) 飛騨牧場整備事業

事業種目		事業量	事業費(千円)
基本施設整備	草地整備改良:暗渠排水	1 式	1,000
	野草地整備	3.20 ha	3,500
	防災施設整備	1 式	1,000
合計			5,500

(注) 金額は直工事費ベース

- ・実施年度 : 平成28年度～31年度
- ・実施市町村 : 高山市(岐阜県飛騨牧場)

〈 農地部門 〉

4 農地中間管理事業

担い手への農地集積・集約化を促進するための「農地中間管理事業を推進に関する法律」が制定され、公社が、同法に基づく農地中間管理機構として平成26年3月に県より指定を受けた。

本県における担い手への農地集積割合が約3割(全国平均5割)にとどまる中で、担い手を中心とした農業構造への転換は急務の課題であり、岐阜県が定めた「岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「県基本方針」という。)」に基づき、農地の借受け・貸付けを実施し、担い手への農地集積・集約化を加速させる。

(1) 農地の借受・貸付

(単位:ha)

区分	H29末累積見込	H30計画	H30末累計見込
農地の借受	5,962.1	2,550.0	8,512.1
うち貸付	5,961.5	2,500.0	8,461.5
うち中間保有	0.5	50.0	50.5

※県基本方針に定められた担い手が利用する農地の目標面積(H35:43,212ha)の6割程度(H35:25,500ha)を農地中間管理事業で担うことを公社目標とする。

(参考) 県基本方針における推進目標

- 担い手が利用する農地の面積及び集積率
H26 : 16,992ha、29.7% → H35 : 43,212ha、78%

5 農地売買等事業

本事業は、「農業経営基盤強化促進法」で定める特例事業として旧農地保有合理化事業の継続事業であり、農業委員会のあっせん等により、経営規模縮小農家から農地を買い入れ、農業経営の規模拡大に意欲のある農家等に対し売り渡すものである。

(1) 売買事業

平成30年度は、事業の普及啓発並びに取引情報の早期把握に努め、売買リスクが生じない手法で行うこととする。

(2) 長期保有農地有効活用事業

(単位：ha、千円)

区 分	面 積	小作料等	備 考
担い手農家への貸付	1.3	25	本巢市
H29見込み	1.3	25	本巢市

〈 担い手・農福連携部門 〉

6 新規就農者の育成・確保及び担い手の経営支援事業

最近の農業生産現場では、就農従事者の高齢化や離農が進み、担い手(人材)不足が深刻化しており、新規就農者の育成・確保・定着が急務となっている。こうした中、基本方針に述べたとおり、岐阜県方式による支援体制を強固にするため、平成29年4月に就農相談から研修、営農定着までを一貫して支援する「ぎふアグリチャレンジ支援センター」を、公社に設置したところである。

公社は、関係機関の協力を得て同センターの円滑な運営を図り、就農ワンストップ総合支援窓口として、これまでの新規就農者の多面的支援に加え、営農定着のための担い手経営支援を行う。

※平成25年度に「農業経営基盤強化促進法」の一部が改正され、新規就農者の多面的な支援を行う「青年農業者等育成センター」が位置づけされている。公社は、岐阜県から同センターの指定を受けており、その機能を引き続き担うことになっている。

なお、就農支援資金の貸付等業務については、平成26年度の新規貸付分から(株)日本政策金融公庫が行うことになり、公社は既貸付分の償還業務を引き続き行っている。

(1) 就農・就業相談窓口事業(旧新規就農相談センター事業)

従来の就農相談員2名と現地就農アドバイザー1名に加え、県農業会議、JA及び金融機関から職員を常駐させ、就農相談から法人化や企業の農業参入までを一元的に対応し、土地利用や資金面などあらゆる相談、情報提供、研修を行う。

- ① 就農・就業相談業務
 - ・就農・就業相談（面談、メール、電話）
 - ・就農相談会の開催
 - ・就農関連情報収集及び啓発資料作成・配付
 - ・就農支援セミナー及びバスツアーの開催 等
- ② 就農支援研修業務
 - ・農業経営継承研修
 - ・農業やるき発掘夜間ゼミ
 - ・就農研修生集合研修
 - ・短期農業体験 等
- ③ 農業法人育成支援業務
 - ・法人化相談及び専門家（税理士等）の派遣
 - ・指導者養成講座の開催
 - ・農業経営体育成講座（農業経営塾）の開催
 - ・農業法人に係る情報収集、データベース化 等
- ④ 企業の農業参入支援業務
 - ・企業等の農業参入相談
 - ・企業参入セミナーの開催
 - ・企業等の農業参入に係るマッチング 等
- ⑤ 就農応援隊支援業務
 - ・平成28年11月の全国担い手サミット開催に併せて、県内各地に就農を地域ぐるみで応援する就農応援隊が発足し、活動を行っている。また、同時に各応援隊の連携を図るため連合就農応援隊も発足している。平成29年度からは、この事務局を県から公社へ移管されており、各応援隊の円滑な運営に努める。

(2) 無料職業紹介事業

平成17年9月1日に厚生労働大臣の事業許可を受け開設した無料職業紹介所を活用し、青年等の農業法人等への就業を進め、経営規模の拡大を図るとともに岐阜県農業を担う新規就農者の育成確保に努める。

(3) 農業次世代人材投資事業（旧新規就農者確保事業）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）の資金を交付する。

農業次世代人材投資資金交付計画

区 分	事業計画	H29見込み	増 減	備 考
給付対象者（人）	59	54	5	継続：19人 新規：40人
給付総額（千円）	84,250	72,375	11,875	

(4) 農業経営継承支援受託事業

全国農業会議からの委託事業で、農業経営者の高齢化が進む中、後継者のない経営者から第三者である新規就農者に農地、機械等の農業資産を継承することを支援する。

(5) 就農支援情報整備受託事業

全国農業会議からの委託事業で、新規就農希望者に自治体等による就農支援に関する情報提供するための情報収集を行い、整備する。

7 農福連携支援事業（拡充）

政府は、平成28年6月に閣議決定した「一億総活躍プラン」の中で農福連携の推進を掲げ、支援事業を展開している。農福連携が進めば、障がい者の就労機会の拡大につながり、農業者にとっても労働力の確保につながり、双方にメリットがある。そこで、農福連携の推進・強化を図るため、公社内に「農福連携推進室」を設置し、以下の事業等を実施する。

(1) 障がい者農の雇用モデル支援事業（拡充）

障がい者の自立と農業分野での就業を促進するため、新たに障がい者を雇用する農業者等の取組みを支援する。具体的には、農業者等が障がい者を受入れ農作業等を体験させる場合の費用助成と雇用のための農業施設改修経費を助成する。

(2) 障がい者農業参入チャレンジ事業受託事業（新規）

岐阜県からの委託事業で、障がい者の新たな就労分野として農業に進出するために必要な農作業等の受委託のマッチングや技術サポート、農業と福祉の相互理解を促進するためのセミナーを行うことで、福祉と農業の地域連携を深め、障がい者の就労の場の拡大や工賃向上、農業者の担い手確保を図る。

〈 その他 〉

8 牧場ふれあい事業

自然に恵まれた東濃牧場及び飛騨牧場を広く県民に開放し、憩いの場所を提供するため、次の事業を行う。

(1) 東濃牧場

牧場作業の体験、畜産の加工体験、家畜とのふれあい及びイベントの開催場所の提供等を行う。

(2) 飛騨牧場

県民に牧場の景観等の提供を行うため、条件付きで牧場の開放を行う。

開放期間：毎年7月から翌年3月まで

開放条件：団体に限る、牧場運営に支障を来さない期間・場所、携帯電話必携等